次の表により、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した項を削る。

改正後	改正前
別表	別表
［略］	［同上］
食品安全委員会事務局	食品安全委員会事務局長	食品安全委員会事務局	食品安全委員会事務局長
［項を削る。］	成年後見制度利用促進委員会事務局	成年後見制度利用促進委員会事務局長
国会等移転審議会事務局	国会等移転審議会事務局長	国会等移転審議会事務局	国会等移転審議会事務局長
［略］	［同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この告示は、平成三十年四月一日から施行する。

○内閣府告示第四十八号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二十六条第一項及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号。以下「令」という。）第十六条第一項並びに内閣府の所管に属する補助金等の事務委任の範囲及びその委任を受ける者を定める内閣府令（昭和三十年総理府令第六十七号）本則ただし書及び第二号二の規定に基づき、次の表の上欄に掲げる補助金等の交付に関する同表の下欄に掲げる事務について、内閣府沖縄総合事務局長に委任し、平成三十年四月一日から施行することとしたので、令第十六条第四項の規定に基づき告示する。

なお、平成二十九年内閣府告示第五百二十九号は、平成三十年三月三十一日限り、廃止する。

平成三十年三月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

補助金等の名称	事務の内容
（項）沖縄政策費 （目）沖縄安全対策事業費補助金 （目）沖縄国際物流拠点活用推進事業費補助金	一　補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（以下「法」という。）第五条の規定による補助金等の交付の申請の受理 二　法第六条第一項及び第三項の規定による補助金等の交付の決定 三　法第七条第一項から第三項までの規定による補助金等の交付の条件の附加 四　法第七条第一項第一号の規定による補助事業等に要する経費の配分の変更の承認、同項第三号の規定による補助事業等の内容の変更の承認、同項第四号の規定による補助事業等の中止又は廃止の承認並びに同項第五号の規定による補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合における報告の受理及び指示 五　法第七条第二項の規定による補助金等の全部又は一部に相当する金額の納付命令 六　法第八条（法第十条第四項及び法第十七条第四項において準用する場合を含む。）の規定による通知 七　法第九条第一項の規定による申請の取下げの受理 八　法第十条第一項の規定による補助金等の交付の決定の全部若しくは一部の取消し又は決定の内容若しくはこれに附した条件の変更 九　法第十条第三項の規定による補助金等の交付 十　法第十二条の規定による状況報告の受理 十一　法第十三条第一項の規定による補助事業等の遂行の命令 十二　法第十三条第二項の規定による補助事業等の遂行の一時停止の命令